

**【プロジェクト名】児童生徒の活用力向上研究指定事業及び
小中連携による学力向上推進地域指定事業**

1 プロジェクトの目的・概要

「児童生徒の活用力向上研究指定事業」と「小中連携による学力向上推進地域指定事業」は、これまでの学習状況調査等から明らかとなった本県で学ぶ子どもたちの学力向上に係る課題の解決に向けて、県が指定する中学校及び校区内小学校又は義務教育学校（以下、「指定校」という。）が、各教科における基礎基本の定着や活用力を高める授業改善、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的に学ぶ態度の育成等における実践的研究を小・中学校が連携して行う取組である。その内容や成果について県内の学校への周知を図り、教師の指導力向上及び児童生徒の学力の向上を目指すものである。指定校については、別表 1、2 のとおりである。

内容としては、中学校区（義務教育学校を含む。以下同じ。）内で共通のテーマを設定した上で、各指定校が自校の課題を踏まえた研究テーマのもと、児童生徒の学力の向上を図るために授業改善リーフレット vol. 1、2 を活用した取組を共通項目として実践し、加えて、教師の指導方法の工夫改善や家庭学習の改善を中心とした取組などを行う。

2 平成 30 年度の実施状況

平成 30 年度は、児童生徒の活用力向上研究指定事業について連携事業を行った。

佐賀大学では、支援要請を受ける窓口を設置し、支援要請内容に応じて教育学部のスタッフの指導助言や指導講話、講演等の訪問支援が行われた。また、各指定校における研究授業についての事前指導や事後指導及び検証方法等についての情報提供等も行われた。本事業における訪問支援の件数は、延べ 31 回であった。

また、研究協力校の佐賀大学附属小・中学校において、公開授業を複数回開催したことにより、指定校を中心とした小・中学校からの参観者が、授業づくりについて研修を深める機会を設けることができた。また、附属中学校においては活用力を問う問題についての研究がなされ、その資料を県内全公立中学校へ提供いただいた。

各指定校において、複数回の公開授業及び授業研究会を開催したことで、教師が研修に参加する機会が増えるとともに、指導法改善に向けた教師の意識や教師自身の指導力向上につなげることができた。

3 令和元年度の実施計画

標記の 2 つの事業における各指定校は、全職員による共通理解と共通実践を徹底するという考えのもと、学習状況調査等の調査結果に対して十分な分析を行うとともに、地域の実情を踏まえ、指定中学校区内の学校が連携し、計画的・継続的に研究に取り組む。そして、県内の学校への複数回の授業公開等をとおして、取組内容や状況、成果の報告を行うとともに、ホームページ等で情報発信を行っていく。

そのために、関係各課・所、教育センター、市町教育委員会が連携し、各指定校の支援を行う。

佐賀大学においては、指定校等からの支援要請に対する窓口を設置するとともに、関係各課・所、教育センター、市町教育委員会と連携し、各指定校等への訪問による支援をとおして、専門的な立場からの指導・助言を行う。

主な支援内容としては、

- ・各指定校が掲げた研究テーマについての調査・研究活動の支援
- ・調査、研究、検討等の結果を踏まえた課題解決等の支援
- ・実践の成果を踏まえた効果や課題の検証についての支援
- ・その他、業務の実施に際して必要な事項 等とする。

また、佐賀大学附属小・中学校が引き続き本事業の研究協力校となり授業公開を行うことで、県内小・中学校における研究実践の一層の推進を図る。

<事業実施計画>

時 期	概 要
H 3 1. 4	○事業説明会の開催
H 3 1. 4～	○研究計画の作成
R 元. 5～	○委託契約書の提出
R 元. 6	○事業計画書の提出
R 元. 6～	○指定校等での実践（要請に応じて随時、支援・協力を行う。） <ul style="list-style-type: none"> ・校内研究の開催（小中合同を含む。） ・授業研究会の開催（地域内学校への授業公開を行う。） ・取組内容等の公開（指定校や県のホームページで随時発信する。）
R 2. 2	○研修会での成果報告
R 2. 3	○事業実績報告書の提出 → 事業のまとめ
適宜	アンケート結果による成果検証